

令和7年第3回（9月）  
三郷町議会定例会

議案書

三郷町

三郷町告示第31号

令和7年第3回（9月）三郷町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年8月22日

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 日 時 令和7年9月3日（水）

午前9時30分

2. 場 所 三郷町議場

令和7年第3回（9月）三郷町議会定例会議案等一覧表

議案番号	件 名	頁
同意第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて	1
同意第 4 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて	2
承認第 5 号	令和7年度三郷町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について	3
認定第 1 号	令和6年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について	4
認定第 2 号	令和6年度三郷町下水道事業会計決算の認定について	5
認定第 3 号	令和6年度三郷町水道事業会計決算の認定について	6
認定第 4 号	令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（三郷町）歳入歳出決算認定について	7
議案第 5 3 号	令和7年度三郷町一般会計補正予算（第4号）	-
議案第 5 4 号	令和7年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第1号）	-
議案第 5 5 号	令和7年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	-
議案第 5 6 号	令和7年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）	-
議案第 5 7 号	令和7年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	-
議案第 5 8 号	令和6年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	11
議案第 5 9 号	三郷町職員の旅費に関する条例の一部改正について	13
議案第 6 0 号	三郷町火入れに関する条例の一部改正について	22
議案第 6 1 号	令和7年度三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東2工区）請負契約の締結について	24
議案第 6 2 号	財産の取得について	25
報告事項		
報告第 4 号	令和6年度三郷町の財政の健全化判断比率について	26
報告第 5 号	令和6年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について	28
報告第 6 号	令和6年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について	30

報告第 7 号	三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について	32
報告第 8 号	公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について	33
報告第 9 号	令和 6 年度ふるさと寄附金について	34
報告第 10 号	寄附の受け入れについて	36

同意第3号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるに  
ついて

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条  
第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月3日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

住 所 生駒郡三郷町美松ヶ丘西1丁目4番6号  
氏 名 太田 洋士  
生年月日 昭和28年8月19日  
理 由 令和7年9月30日任期満了による。

同意第4号

教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月3日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

住 所 生駒郡三郷町立野南1丁目10番15号  
氏 名 秋田 知美  
生年月日 昭和35年12月26日  
理 由 令和7年9月30日任期満了による。

承認第 5 号

令和 7 年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

認定第1号

令和6年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度三郷町一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、し尿浄化槽管理特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

認定第2号

令和6年度三郷町下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度三郷町下水道事業会計の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

認定第3号

令和6年度三郷町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度三郷町水道事業会計の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

認定第4号

令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（三郷町）歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第5条第3項の規定により、令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（三郷町）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月3日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 令和6年度 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（三郷町）歳入歳出決算書

歳 入							(単位 円)
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 济 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 济 額	予算現額と収入済額との比較
1 諸 収 入		9,778,000	325,238,852	6,867,137	0	318,371,715	△ 2,910,863
	1 貸付金元利収入	9,768,000	325,236,852	6,865,137	0	318,371,715	△ 2,902,863
	2 雑 入	10,000	2,000	2,000	0	0	△ 8,000
歳 入 合 計		9,778,000	325,238,852	6,867,137	0	318,371,715	△ 2,910,863

歳 出							(単位 円)
款	項	予 算 現 額	支 出 济 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較	
1 総務費		9,778,000	6,867,137	0	2,910,863	2,910,863	
	1 総務管理費	9,778,000	6,867,137	0	2,910,863	2,910,863	
歳 出 合 計			9,778,000	6,867,137	0	2,910,863	2,910,863

歳 入 歳 出 差 引 残 額 0 円

令和7年3月31日 提出

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合

管理者 平岡清司

令和6年度

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（三郷町）歳入歳出事項別明細書

歳 入							(単位 円)		
款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 济 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 济 額	備 考			
項	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当費	計	調 定 額	収 入 济 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 济 額	備 考
1諸収入	9,778,000	0	0	0	9,778,000	325,238,852	6,867,137	0	318,371,715
1貸付金元利収入	9,768,000	0	0	0	9,768,000	325,236,852	6,865,137	0	318,371,715
1貸付金元利収入	9,768,000	0	0	0	9,768,000	325,236,852	6,865,137	0	318,371,715
1 現年償還分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 滞納繰越分	9,768,000	0	0	0	9,768,000	325,236,852	6,865,137	0	318,371,715
2雑入	10,000	0	0	0	10,000	2,000	2,000	0	0
1 雜入	10,000	0	0	0	10,000	2,000	2,000	0	0
1 雜 入	10,000	0	0	0	10,000	2,000	2,000	0	0
歳 入 合 計	9,778,000	0	0	0	9,778,000	325,238,852	6,867,137	0	318,371,715

歳 出							(単位 円)		
款	予 算 現 額	支 出 济 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考				
項	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及び繰越事業費繰越財源充当費	予備費支出及び流用増減額	計	支 出 济 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
1総務費	9,778,000	0	0	0	0	9,778,000	6,867,137	0	2,910,863
1総務管理費	9,778,000	0	0	0	0	9,778,000	6,867,137	0	2,910,863
1一般管理費	9,778,000	0	0	0	0	9,778,000	6,867,137	0	2,910,863
18 負担金、補助及び交付金	9,768,000	0	0	0	0	9,768,000	6,865,137	0	2,902,863
22 償還金、利息及び割引料	10,000	0	0	0	0	10,000	2,000	0	8,000
歳 出 合 計	9,778,000	0	0	0	0	9,778,000	6,867,137	0	2,910,863

令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村  
特別会計（三郷町）歳入歳出決算 審査意見書

地方自治法第292条において準用する地方自治法施行令第5条第3項の規定により審査に付された令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（三郷町）歳入歳出決算について審査した結果、下記の通り報告する。

記

提出された関係書類を確認し、その内容を審査した結果、計数的に正確で会計処理は適切に行われているものと認められた。

なお、その内容について次のとおり審査意見を付する。

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合は、平成17年に奈良県下の一部市町村（23市町村）を構成団体として発足した一部事務組合である。経緯としては、昭和40年8月の同和対策審議会答申を受け、同和地区の住環境整備改善を目的として創設された「住宅改修資金貸付制度」、「宅地取得資金貸付制度」及び「新築資金貸付制度」を活用し、各市町村が事業主体となり「住宅関連融資制度」として地区内住民に実施した貸付の回収を統括的に実施することにより、構成市町村の回収事務の効率化を図ることを目的として発足したものであるが、構成市町村の最終貸付から償還期限の25年が経過したことにより、令和7年3月31日付けをもって解散となった。本決算監査は、解散後の事務を各市町村に承継することに伴う決算で、収入未済額は318,371千円である。

本町における当該貸付事業については、615名（1,125件）に対し総額4,884,530千円の貸付を行ったが、一部、虚偽の申請等により目的外資金として貸付を受けた者が12名（24件）おり、昭和55年に町がこれらの借受人を訴訟し、残債金額の支払い及び貸付日から支払いに至るまでの期間、年10.95%の違約金を支払う旨の判決が出た。この判決により、「目的外資金」の債権額については、「三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計」とは別に管理を行ってきた経緯がある。

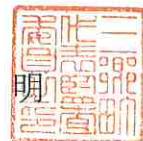
しかしながら、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が発足した際には、「目的外資金」も含んだすべての債権について事務を共同処理しており、当該組合の解散に伴い、本町に承継された債権については「目的外資金」を含み、「三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計」で管理せざるを得ないと解釈する。

以上のことから、「令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計（三郷町）歳入歳出決算」と「令和6年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算」の数値に差異があることはやむを得ないものと考える。

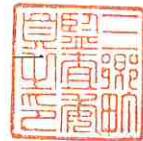
今後は、町に承継された貸付回収事務について、積極的な回収に注力されたい。

令和7年8月4日

三郷町監査委員 瓜生英



三郷町監査委員 辰己圭



三郷町長 木谷慎一郎様

議案第 58 号

令和 6 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、別紙のとおり令和 6 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 令和6年度三郷町下水道事業剩余金処分計算書

(単位 : 円)

	資本金	資本剩余金	未処分利益剩余金
当年度末残高	1,491,157,642	55,441,622	139,603,021
議会の議決による処分額	62,916,827	0	△139,603,021
減債積立金の積立			△76,686,194
建設改良積立金の積立			
資本金への組入	62,916,827		△62,916,827
処分後残高	1,554,074,469	55,441,622	(繰越利益剩余金) 0

議案第 59 号

三郷町職員の旅費に関する条例の一部改正について

三郷町職員の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 三郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

三郷町職員の旅費に関する条例（昭和43年3月三郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、」を削り、「必要な事項を定めることを目的とする」を「諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする」に改める。

第2条第1号中「旅行」の次に「し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行」を加え、同条第2号中「届出はしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に改め、「含む」の次に「。次条第2項において同じ」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業者（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、町と旅行役務提供契約（旅行業者等が町に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行業者に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第1項中「旅費」を「、旅費」に改め、同条第3項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、「第28条第4項」を「第16条各号」に改め、「第29条」の次に「第1項各号」を加え、「場合には」を「ときは」に改め、同条第4項中「当該職員の任命権者以外」を「町」に改め、「依頼」の次に「又は要求」を加え、「証人」を「、証人」に改め、「場合」の次に「その他町費を支弁として旅行させる必要がある場合」を加え、「当該職員」を「、その者」に改め、同条第5項中「その出発前に」を削り、「旅行命令等を」を「旅行命令等の」に、「取消」を「取消し」に、「以下」を「同項及び同条第4項並びに第5条において」に、「され」を「を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「金額があるときは、その」を削り、「なった金額で町長が」を「なる金額又は支出を要する金額で規則で」に改め、「基準による」を削り、同条第6項中「交通機関の事故又は」を削り、「その他町長が」を「その他規則で

」に改め、「おいて、そのことが故意又は過失によるものではないと証明されたとき」を削り、「町長が定める基準による」を「規則で定める」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項までに規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、「以下」の次に「この条及び次条において」を加え、同条第3項中「を変更する」を「の変更をする」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、「場合」の次に「で、前項の規定に該当する場合」を加え、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「あらかじめ、」を「、あらかじめ」に改め、同条第2項中「時間的余裕」を「いとま」に、「すみやかに」を「できるだけ速やかに」に改め、同条第3項中「うける」を「受ける」に改める。

第6条第1項中「日当及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第5項中「陸路（鉄道を除く。以下同じ。）」を「自家用自動車を使用した」に改め、「又は実費額」を削り、同条第6項及び第7項を次のように改める。

6 その他の交通費は、陸路（鉄道及び自家用自動車を除く。以下同じ。）旅行について、実費額により支給する。

7 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用について、第15条の額を上限とした実

費額により支給する。

第6条に次の2項を加える。

8 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、第16条の額を上限とした実費額により支給する。

9 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用について、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第10条から第17条までに規定する種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に、「方法によつて」を「方法により」に改める。

第8条及び第8条の2を削り、第9条を第8条とする。

第10条第1項中「者及び」を「旅行者及び」に、「よる」を「係る」に、「受けた者」を「受けた旅行者」に改め、「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「事項を記入し、又は必要に応じて所定の書類を添付して」を「資料を添えて」に、「当該旅費の支払をする者（以下「支払担当者」という。）」を「町長」に、「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、同条第2項中「よる」を「係る」に、「者」を「旅行者」に改め、同条第3項中「支払担当者」を「町長」に、「過払金」を「過払金」に、「当該過払金」を「、当該過払金」に改め、同条第4項中「添付書類」を「資料」に、「及び様式並びに」を「又は記録事項、」に改め、「期間」の次に「並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項」を加え、「町長が」を「規則で」に改め、同条を第9条とする。

第11条から第13条までを削り、第9条の次に次の3条を加える。

（鉄道賃）

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1）運賃

- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（町長、副町長及び教育長に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（町長、副町長及び教育長に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。

（航空賃）

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第14条第1項ただし書を削り、同条第2項中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(その他の交通費)

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動（自家用自動車を使用する移動を除く。）に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第15条及び第16条を次のように改める。

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第14条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第19条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合」を「町以外の者から旅費の支給を受ける場合」に、「当該旅行」を「旅行」に、「不當に」を「不當に」に改め、同条第2項中「、又は」を「又は」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費」を「出張の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条第2項を削り、同条を第19条とする。

第17条中「となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費」を「の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

#### (宿泊手当)

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第2に定める一夜当たりの定額とする。

第22条を削り、第21条を第25条とし、第20条を第24条とし、第20条の次に次の3条を加える。

#### (証人等の旅費)

第21条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が町長に協議して定めるものとする。

#### (旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項及び第14条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第15条及び第16条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

#### (旅費の返納)

第23条 町長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当

該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、町長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

本則に次の1条を加える。

(その他)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続  
その他この条例の実施のため必要な事項は、町長が規則で定める。

付則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第15条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
埼玉県、東京都及び京都府	19,000円
福岡県	18,000円
千葉県	17,000円
神奈川県及び新潟県	16,000円
香川県	15,000円
熊本県	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府及び広島県	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県及び鹿児島県	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、 愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県 、佐賀県、長崎県、大分県及び沖縄県	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、 岡山県、徳島県及び愛媛県	10,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県及び島根県	9,000円
福島県、鳥取県及び山口県	8,000円

別表第2（第17条関係）

宿泊手当（1夜につき）	2,400円
-------------	--------

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三郷町職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 60 号

三郷町火入れに関する条例の一部改正について

三郷町火入れに関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

## 三郷町火入れに関する条例の一部を改正する条例

三郷町火入れに関する条例（昭和59年6月三郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に、「発令」を「発表又は発令」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 61 号

令和 7 年度三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東 2 工区）請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 契約の目的 令和 7 年度三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東 2 工区）
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約の金額 297, 990, 000 円
4. 契約の相手方 奈良県五條市西吉野町和田 284 番地 3  
株式会社 上香建設  
代表取締役 上村 貴也

議案第62号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月3日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 名 称 第二期G I G A情報端末購入

2. 数 量 1, 791台

3. 取得の方法 隨意契約

4. 取得の金額 98, 110, 980円

5. 取得の相手方 奈良県奈良市高天町10-1 T.Tビル4階  
キヌテム株式会社 奈良本社  
事業統括取締役 井門 英也

報告第4号

令和6年度三郷町の財政の健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度三郷町の財政の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告します。

令和7年9月3日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4. 9 %	68. 6 %

## 令和6年度三郷町財政健全化審査意見書

### 1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているのかどうかを主眼として実施した。

### 2. 審査結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位 %)

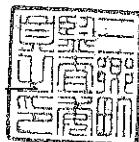
健全化判断項目	令和6年度	早期健全化基準	備 考
1. 実質赤字比率	—	14.61	算定値 △10.86
2. 連結実質赤字比率	—	19.61	算定値 △21.68
3. 実質公債費比率	4.9	25.00	
4. 将来負担比率	68.6	350.00	

令和7年8月7日

三郷町監査委員 瓜生 英



三郷町監査委員 辰巳 圭



三郷町長 木谷 慎一郎 様

報告第 5 号

令和 6 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告します。

令和 7 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

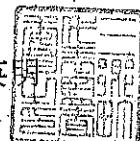
記

資金不足比率	備 考
—	算定値 △ 65.93%

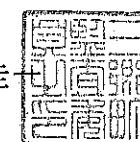
三監 第 9 号  
令和 7 年 7 月 25 日

三郷町長 木 谷 慎一郎 様

三郷町監査委員 瓜生 英



三郷町監査委員 辰己 圭



令和 6 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率の  
審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 6 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、資金不足比率に問題はなく計数的にも正確であると認められた。

記

(単位 : %)

比 率 名	令和 6 年度	経営健全化基準	備 考
1. 資金不足比率	—	20.0	算定値 △ 65.93

報告第 6 号

令和 6 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告します。

令和 7 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

資金不足比率	備 考
—	算定値 △ 80.43%

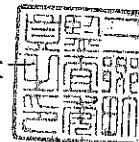
三監第11号  
令和7年7月25日

三郷町長 木 谷 慎一郎 様

三郷町監査委員 瓜生 英



三郷町監査委員 辰巳 圭



令和6年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率の  
審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和6年度三郷町水道事業会計に係る資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、資金不足比率に問題はなく計数的にも正確であると認められた。

記

(単位：%)

比 率 名	令和6年度	経営健全化基準	備 考
1. 資金不足比率	—	20.0	算定値△80.43

## 報告第7号

### 三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価の結果について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いましたので、その結果について報告します。

令和7年9月3日提出

三郷町教育委員会

記

#### 報告事項

- (1) 令和6年度三郷町教育委員会の活動状況について
- (2) 令和6年度三郷町教育委員会の施策の点検及び評価について

## 報告第8号

### 公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について報告します。

令和7年9月3日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

#### 報告事項

- (1) 令和6年度公益財団法人三郷町文化振興財団の事業報告及び決算について
- (2) 令和7年度公益財団法人三郷町文化振興財団の事業計画及び予算について

報告第9号

令和6年度ふるさと寄附金について

令和6年度ふるさと寄附金について、別紙のとおり報告します。

令和7年9月3日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

件 数 310件

金 額 5, 671, 200円

令和6年度ふるさと寄附金（ガンバレ三郷！応援寄附金）

(敬称略)

番号	寄付受付日	公表	氏名	住所	金額
1	令和6年4月1日	○	村田 美穂	奈良県北葛城郡河合町	12,000 円
2	令和6年6月6日	○	浅野 佳介	北海道札幌市	17,000 円
3	令和6年6月24日	○	植山 英樹	静岡県菊川市	6,000 円
4	令和6年6月30日	○	柳田 瞳	東京都福生市	14,000 円
5	令和6年7月13日	○	松原 誠輝	奈良県大和郡山市	20,000 円
6	令和6年8月3日	○	小川 晃弘	東京都調布市	6,000 円
7	令和6年9月22日	○	吉村 昭人	千葉県松戸市	9,000 円
8	令和6年10月13日	○	上野 充代	大阪府大阪市城東区	17,000 円
9	令和6年10月13日	○	上野 充代	大阪府大阪市城東区	17,000 円
10	令和6年10月17日	○	森 美咲子	愛知県一宮市	6,000 円
11	令和6年10月17日	○	金城 沙也加	沖縄県中頭郡北谷町	7,000 円
12	令和6年11月28日	○	灘 瑛一郎	大阪府八尾市	20,000 円
13	令和6年11月28日	○	灘 �瑛一郎	大阪府八尾市	20,000 円
14	令和6年11月28日	○	灘 瑋一郎	大阪府八尾市	20,000 円
15	令和6年11月28日	○	灘 瑋一郎	大阪府八尾市	20,000 円
16	令和6年11月30日	○	竹市 博美	埼玉県さいたま市浦和区	14,000 円
17	令和6年12月3日	○	伊藤 哲也	奈良県生駒郡平群町	12,000 円
18	令和6年12月8日	○	佐藤 忍	奈良県奈良市	13,000 円
19	令和6年12月31日	○	柏元 功太郎	東京都文京区	6,000 円
20	令和6年12月31日	○	池辺 啓介	東京都練馬区	7,000 円
21	令和7年3月4日	○	村田 淳一	東京都三鷹市	13,000 円
22	令和7年3月23日	○	村田 美穂	奈良県北葛城郡河合町	9,000 円
				公表 計	285,000 円
				匿名 計	5,386,200 円
				寄付総額	5,671,200 円

## 報告第10号

### 寄附の受け入れについて

下記のとおり寄附があり、受け入れたので報告します。

令和7年9月3日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

### 記

#### (一般寄附関係)

受入日 令和7年7月31日

住 所 奈良市学園北2丁目4番1号

氏 名 大阪ガス株式会社 東部・奈良地区統括支配人 泉 誠太郎 様  
(Daigasグループ “小さな灯”運動)

物 品 遊具（シャベルセット等）一式

（三郷町立西部保育園において使用）

目 的 社会福祉振興事業